

売買契約書（案）

売主 大台町長（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、町有林内の榊・密の売買のため次のとおり売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件を乙に売渡、乙はこれを買受けるものとする。

（1）区域の所在及び概要

所在地	面積	備考
		林班と区域図に相違がある場合は区域図を優先する。

（2）樹種

上記に生息する榊・密

（売買代金）

第2条 売買代金は、【落札金額】 円とする。

2 乙は、前項の売買代金について、年度ごとに次に掲げる金額を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに支払うものとする。

（1）令和7年度 金 【契約金額に 1/36 を乗じて得た額】 円

（2）令和8年度 金 【契約金額の 1/3 を乗じて得た額】 円

（3）令和9年度 金 【契約金額の 1/3 を乗じて得た額】 円

（4）令和10年度 金 【契約金額の 11/36 を乗じて得た額】 円

※（2）から（4）の計算は千円未満を切り捨てます。その端数は（1）へ足します。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除とする。

（契約期間）

第4条 売買物件の契約期間は、令和7年3月1日から令和10年2月29日までとする。

2 期間満了後に残存する物件はすべて甲に帰属する。

（危険負担）

第5条 乙は、物件の採取に当たっては、第三者所有の隣接地等へは一切越境しないことを確約し、採取搬出、加工等のため町有林及び第三者の隣接地等に損害を与えた場合は、すべて乙の負担において補償するものとする。

2 乙は、物件の採取にあたり、隣接地との境界に複雑な個所がある場合には、必ず町に又は隣接地所有者に確認のうえ採取するものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は次の掲げるいずれかに該当した時は、乙に催告なしに解除できるものとする。

（1）甲が、この契約に定める条項に違反したとき

（2）第2条に掲げる売買代金について、納入期限を過ぎても支払わないとき

（3）仕様書に定める規定に違反したとき

(費用の負担)

第7条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は乙の負担とする。

(補則)

第8条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印し、各自1通を保有する。

令和7年3月1日

甲 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町
大台町長 大森 正信

乙